

(仮称)津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果について

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
1	P1	はじめに	第4段落で、いわゆる増田レポートを紹介し、第5段落で「これを受け」という接続詞で、国においてまち・ひと・しごと創生本部の設置、まち・ひと・しごと創生法の制定等が行われた旨を記述しています。両者は関連が深いことがマスコミや世論で様々に報じられ、論じられたのは事実ですが、しかし、民間の有識者会議が発表したレポートを受けて国が内閣総理大臣をトップとする組織を閣議決定で設置し、基本法を制定した、と自治体(津市)の公式文書で論ずるのは論理的に不適切であり、全部削除すべきだと思います。三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略ではこの関係について何も触れていません。	御指摘いただきました「これを受け」の「これ」には、レポートの発表だけでなく、発表されたことによる反響(発表による国民や自治体の反応等)を含めており、国の動きもそういった全国的な反応をきっかりとしているものと考えております。このことにつきましては、三重県人口ビジョンの「はじめに」にも「人口減少問題がクローズアップされ、国・地方を挙げて地方創生に取り組むこととなったきっかけは、平成26年5月に「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」から発表された2040年時点の将来人口推計でした。」と記述されています。また、国の人口ビジョンの「1.人口問題に対する基本認識」にも、レポートについて記述されています。
2	P1	はじめに	下から7行目で、「地方創生に向けては」という書き出しで、地方に求められる姿勢を記述し、津市でも「将来を見据え、しっかりとした戦略を持って取り組んでいかなければなりません」と記述していますが、津市にとっての「地方創生」とはそもそも何なのか、具体的な内容やイメージをここで示すべきではないでしょうか。実は、国においても「まち・ひと・しごと創生」という言葉を正式に使い、「地方創生」という言葉の使用は部分的、控えめです。従って、津市の総合戦略の「はじめに」で、「地方創生」という言葉を使うのであれば、その意味・定義を市民に示し、津市にとっての意義を明確にすべきと考えます。	「地方創生」という言葉は、メディア等で頻繁に発せられ、国においては、内閣府に本部を設置して地方創生担当大臣を置き施策推進を図っていることから、国民は、有る程度共通のイメージを持っているものと考えています。津市の総合戦略の目的には、『津市における「ひと」と「しごと」の好循環を作り、その好循環を支える「まち」の活性化に向けた具体的な施策を掲げ、地方創生に向けた取組をより効果的に集中して進める』と記述しており、また、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンにおいては、「地方創生が目指すものは、地域に住む人々が、自らの地域の未来に希望を持ち、個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することである。』と記述されていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
3	P2	第1章 人口ビジョン 第1 津市の人口動向分析	図表2で、津地域で久居地域だけ薄文字にしているのは、何か意図があるのでしょうか。	当該事象は、ワードファイルをPDFファイルに変換したときに生じたもので、特別な意図はございません。
4	P2以降	第1章 人口ビジョン 第1 津市の人口動向分析	第1章「人口ビジョン」の「第1 津市の人口動向分析」の冒頭において、社人研の推計値を示し、20年後の2035年には総人口が250,000人を下回ると記述しており、その内訳として生産年齢人口、老年人口、年少人口も示しています。これが人口推計のフレームであり、本戦略の大前提であるような印象を与えています。ところが、42ページからの「第2 津市の将来人口推計」まで進むと、第1で紹介した社人研推計準拠がパターン1とされ、その他に日本創成会議推計準拠がパターン2として示され、さらに、社人研推計準拠+合計特殊出生率上昇がシミュレーション1、社人研推計準拠+合計特殊出生率上昇+移動率ゼロがシミュレーション2として、計4つの推計が示されています。パターン2はパターン1を若干下回るトレンドですが、後者2つの推計はかなり無理に上に押し上げた推計です。これは、「第4 津市の人口の将来展望」の内容の妥当性を強化するための布石となるものであり、客観性、合理性の観点から大いに疑問があります。人口が減少することは決して歓迎されることではありませんが、全国的な大きなトレンドでもあり、その中で津市という一自治体が無理に、不自然に背伸びした推計を行い、それに基づいて政策ビジョンを策定することは、適切ではないと言わざるを得ません。	「第1 津市の人口動向分析」の冒頭にありますグラフは、1955年～2040年の人口動向が示されたもので、国勢調査と社人研のデータをもとに策定したものです。一方、「第2 津市の将来人口推計」の社人研推計準拠、日本創成会議推計準拠、シミュレーション1及びシミュレーション2は、2010年～2060年のデータ(ただし、日本創成会議推計準拠は2040年まで)で、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析するために国から提供されたものです。なお、この分析方法は、国の『「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に向けた人口動向分析・将来人口推計について』に示されているもので、当該シミュレーションは、客観的にイメージしてもらおうことを目的とするものであり、恣意的なものではないと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
5	P48以降	第4 津市の人口の将来展望	津市における合計特殊出生率については、p.13に過去の実績値が示されていますが、H20(2008)年の1.4からH25(2013)年の1.47へと5年間で0.07ポイントという非常に緩い上昇傾向を示しています。ところが、「第4 津市の人口の将来展望」において、2015年の合計特殊出生率1.48が、2040年まで、5年ごとに0.16、0.16、0.10、0.10、0.07ポイント増という風に、過去になかった速いペースで上昇して20.7となり、以降、20年間、2.07で一定に推移するという「想定」を置いています。このように合計特殊出生率が突如高くなるという効果が生じることを説明づける政策・取組・現象が示されているとは言えません。県の人口ビジョン(平成27年10月)も似たような姿の将来展望を記述しているため、それと矛盾する津市の人口ビジョンを定めることはできかねる事情があるとは言え、この将来人口展望は、あくまで県の人口ビジョンに準拠して試算したものであるという注釈を明記すべきではないでしょうか。単なる機械的な(実現性の乏しい)試算に過ぎないにもかかわらず、「期待できます」「見込まれます」という表現は、かなり不適切であり、これに基づいて主要政策が構築・具体化されていくことは政策資源の効率的活用観点から問題があり、市民に対しても不誠実だと言えます。	津市の人口の将来展望で示しております合計特殊出生率につきましては、御指摘のとおり、ハードルが高いものと認識しております。しかしながら、国を挙げて地方創生に取り組むためには、国全体で有る程度共通した目標を持ち連携を密にして取り組んでいくことが必要であると考え、国が目標とする合計特殊出生率2.07に合わせることも必要であるとして、津市だけの施策だけでなく、国・県の施策と合わせ目標に向かうこととしています。なお、このことにつきましては、『三重県の「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の目標(2025年には1.8)や国における合計特殊出生率が上昇した場合の推計(2040年に2.07)を参考に』と総合戦略案に記述していますので、御理解いただきますようお願いいたします。
6	P55	第2章 総合戦略 第2 策定のポイント	p.48の図表54を見ると、2060年までの楽観的な推計でさえ、津市の総人口は減少傾向が止まらないことが明らかであるので、ポイント②の【守る戦略】において「人口減少が収束する」との表現(2箇所)は用いることができないのではないのでしょうか。	国や県の超長期的推計において、合計特殊出生率が目標どおりに上昇すれば、2090年頃には、人口減少が収束すると推計されており、ここでは、たとえ合計特殊出生率等が改善されたからといって、しばらくは人口が減っていくということを認識しなければならないという意味で記述していますので、御理解いただきますようお願いいたします。
7	P56	第2章 総合戦略 第2 策定のポイント	基本目標①の数値目標で出生数の現状値(H26年度)と目標値(H31年度)が示されていますが、合計特殊出生率の「2015年1.48→2020年1.64」とは整合しているのでしょうか。	津市の人口の将来展望の算出においては、2020年に合計特殊出生率が1.64に回復しても、出生数は平成26年度の実績より下回るものとなりますが、目標とするにあたりましては、やはり現状以上を目指すべきと考え、5年後も現状を維持するということを掲げているので、御理解いただきますようお願いいたします。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
8	P57	第2章	●目標の達成の度合いの検証について 何時、誰が、年何回、どのような方法で検証するのか明記してください。委員会には、外部委員も入れることを要望します。金融機関、高等教育機関との連携、教育、福祉、NPO、市民団体等を巻き込んで検証することでアウトカムを高められると思います。	検証体制につきましては、「第2章 総合戦略」の「第4 より実効性のある戦略とするために」に記述しております。検証期間につきましては、新たに取組む施策があることや各施策における成果を得るにはある程度の時間を要することから、計画期間の中間年度に検証することが適当であると考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
9	P57以降	第3 目標別戦略	p.57からp.87にかけて60項目余の重要業績評価指標(KPI)が設定されています。それぞれに、基本目標の達成に資するものとして考案され設定しようとするものであることは理解しますが、いずれも業務量の増加あるいは新規業務の創設であり、人件費や事業費、つまり税金が掛かります。職員定数を厳しく抑制し、予算総額も絞らざるを得ない状況、社会保障や公共施設の維持管理コストの増大などを考えると、ここで記述した施策を全部実施することは到底不可能です。各項目を見ると、大半が「右肩上がり」の発想で設定されています。ここでこそ「選択と集中」により、政策効果、費用対効果の高い事項に絞らねばなりません。いくら国や県から方針・目標を示されたとは言え、責任ある基礎自治体として、できることとできないことをはっきりさせ、できること・すべきと考えることはこれ(だけ)です！と主張した計画とすべきだと考えます。	総合戦略の各施策は、現行の総合計画に掲げている施策並びに次期総合計画も見据えた施策としており、全てが新たな施策等というものではありませんが、御指摘のとおり同時に全ての施策を実行することが難しいということもござります。しかしながら、そのような場合におきましては、御提案いただいたように施策自体を選択するという方法も考えられますが、取組む施策の優先順位を選択し、実施時期を工夫するという方法もあるものと考えており、毎年度の予算編成の中で「選択と集中」に取組むこととしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
10	P59	第3 目標別戦略	「乳児家庭全戸訪問」については、カバー率の向上ももちろん必要ですが、むしろ、各家庭への訪問回数を増やしたり密度を高めて内容の充実を図る、「量より質」の発想を取り入れた方がよいのではないですか。	乳児家庭全戸訪問は、乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、子育ての支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育つ環境整備を図ることを目的とした事業です。虐待予防の観点からも広く一般を対象としています。必要に応じて、訪問回数は増やし地区担当が個別に対応しています。
11	P59	(2)ア	●妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援について 本編記載内容に加えて、職場復帰(ワストップ再就職相談、再就職訓練、マザーズハローワーク等との連携等)の為の就労支援を実施してください。統計を見ると、妊娠出産子育て期に一旦退職し再就職する女性が多い。しかし、中断型就業を支えるための「しごと」と「ひと」を繋げるサービスがありません。子育て中の母親は自身の職場復帰に関する情報を取りにくく、相談ができる場所にも限界があり再就職の機会を失っている現状があります。世帯収入が増えなければ第2子を望んでいてもあきらめてしまいかねません。潜在的有業希望者数は300万人を超えています。	再就職相談や職業訓練については、ハローワーク津やおしごと広場みえなどの国や県の機関と連携し、情報提供、情報発信を行っていきます。また、本市独自の事業としては、就労支援パソコンセミナー(ワード、エクセル講座)を開催しており、開催時間中は託児所を設け、子育て中の方々にも参加しやすいよう配慮しています。これらの取組については、今後も引き続き、実施し、より充実させていきたいと考えています。
12	P59	(2)イ	●従業員の妊娠、出産を支援する企業への助成について 本編記載内容は有効な施策ですが、当該施策に加えて、育児介護休業制度を活用して成果を出した企業、導入した企業の企業表彰制度、業界表彰制度を構築してください。また、男女共同参画研修、マタハラ、セクハラ研修を実施した企業への入札ポイント加算制度を検討してください。他企業へのインセンティブにもなります。就労環境の整備は市内企業への就職先選定、定着に繋がりが、働く女性への応援になります。表彰による「見える化」は労使双方、市民への安心にも繋がります。さほどの予算をかけることなく大きなアウトカムを出すことができると思います。KPIの目標に入れてください。	御意見を踏まえ、総合戦略を推進するなかで検討してまいります。なお、H27年度に新たに整備した不妊治療休暇制度につきましては、休暇取得の実績があった企業について、公表(市ホームページなど)していく予定です。
13	P60	(2)ウ	●中学生からの若年層を対象にした妊娠・出産に関する医学的知見を踏まえた知識等の普及啓発について 当該記述中、『母性、父性の涵養と家族観の醸成を図ります』の記述を削除してください。また、誰がどのような内容で行うのですか。サブ教材を作るのでしょうか。具体的に教えてください。 【理由】 厚労省は『母性は神話である』明言しています。母性、父性については個人の意識、医学論、学術論文化論にもジェンダー論等において解釈は様々に異論があり多岐にわたっています。そのような状況において、母性、父性を「ひとくくりにして」論じて中学生に教えたりすると極端な結果を招く恐れがあります。性による一般的な傾向はあっても固定的ではありませんし、同一性であっても個性、能力、特性は様々でなく尊重されるべきです。家族観の醸成についても疑義があります。統計上、近年急激に家族の形態は多様化しています。高度経済成長期の世帯の中で一番多く「標準家族」と言われた夫婦と子ども2人の4人家族は、全世界で4番目になっています。国調統計でも「おひとりさま」世帯が1番多く、二人世帯が2番目、三人世帯が3番目となっています。おひとりさまの構成は、高齢者や若年者、壮年者(どちらか一方の単身赴任、海外赴任)、離別、死別と様々です。二人世帯も夫婦、高齢の親子、シングルマザー・ファザー、DV被害者家族と多様です。構成する家族は日本人と外国人カップル、外国籍カップル、ステップファミリー、LGBTカップル等多様です。事実婚カップル、別姓カップル、子どものないカップル、DINKSのように多様です。加えて、急激に進む格差社会の中で、正規、非正規、無業家族があり、民間かそれ以外か、産別等も勘案しなければなりません。血縁、地縁、社縁は希薄になり、行政の福祉のセーフティーネットも十分ではありません。また、未婚者、生涯未婚者も増加しています。 近い将来には移民家族も想定されます。最高裁では選択的夫婦別姓が審議中で、近く判例が出されます。子どもたちに固定的な家族観を押し付けることは避けなければなりません。行政主導、教育現場で家族観を教えることには慎重であるべきです。憲法24条「婚姻は両性の合意に基づいて成立し、家庭は自立した個人が相互の協力によって営まなければならない」という精神と個の自立をこそ教えるべきと考えます。100家族あれば100家族とも素晴らしいことを教えてください。	御意見を頂きました記述部分につきましては、三重県及び津市の思春期ライフプラン教育事業実施要綱に事業実施目的として記載されているほか、三重県のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも「家族観の醸成」についての記述がございます。考え方や人との接し方に「男だから」「女だから」というものはございません。それぞれが人として何を大事にするべきかを考えることが大切であり、ライフプランは人それぞれであると考えます。 ライフプラン教育は、産婦人科医や助産師、大学の教授等の有識者を講師として、各中学校の実態に応じて事前に打ち合わせした上で実施しています。統一した教材を作るのではなく、学校との打ち合わせを踏まえて講師の方がそれぞれ準備をしています。 内容は、性に関する正しい知識や命の大切さについて、将来のライフプランについて等となっています。 具体的には、生徒は思春期の男女の体の変化や命の始まりについて知り、出産時の妊婦や家族の思いを通して大切な命について考えたり、思春期特有の感情、特に怒りをコントロールする実習を通して自己主張の仕方を学び、友達や将来のパートナーに対して、安定した関係が築けるようなものとなっていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
14	P61	第3 目標別戦略	「既存街区公園など(6公園)」とありますが、全市で6箇所では「地域住民にとって身近な存在」とは到底思えません。評価指標の設定が不適切なのではないですか。	現在、津市では市域全体の方に利用していただけるよう中勢グリーンパークの整備を行っています。一方、市内には近隣にお住まいの方に日常的に利用していただける多くの公園もあります。このような状況において、ユニバーサルデザイン等の規格が制定されるまでに開設された街区公園の中で、周辺に複数の集合住宅があり、居住者の入れ替わりにより利用頻度が高い公園や、公共交通機関を利用する子育て世代への副次的な利便性を図ることができる駅周辺にある公園など、子育て世代の利用率が高いと思われる6公園をまずは選定し、公園内の各施設をユニバーサルデザイン化することにより、より利用しやすい公園へ整備することが「子育てを支援する」方法として有効であると考えます。 なお、他の公園については、6公園の整備後の利用状況等を検証した上で検討していきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
15	P61	第3 目標別戦略	子育て支援センター利用者数という評価指標の現状値を「平成27年度計画数」ではおかしい。過年度の最新の実績データとすべきです。	当該指標には、子育て支援を行う場の確保を示す数値として、実際の利用者数でなく、各地域子育て支援センターにおいて受け入れ可能である最大値を表記しています。この確保につきましては、「津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成27年度より遂行することから、実績でなく計画値としているものですので、御理解いただきますようお願いいたします。
16	P62	第3 目標別戦略	「子ども医療費助成の拡充」において、「子ども医療費」の中身の説明が必要だと思えます。	御意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正文】 安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向け、「小学校6年生までの通院」と「中学校3年生までの入院」に対して助成を行っている子ども医療費の対象を「中学生の通院」まで拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
17	P63	第3 目標別戦略	「く 就学前教育の充実」の評価指標として「幼稚園における1クラス10人以下の学級数」を挙げていますが、政策努力でどのように減らすのでしょうか(強引にクラス統合すればよい?)。また、1クラス10人以下でなければ「質が高い幼児教育」「柔軟で多様な保育」と言えるのか疑問であり、評価指標の設定自体を見直すべきではないかと思えます。	幼児教育においては、適正な規模の集団生活の中で、生きる力の基礎となる「遊びを通した学び」を獲得していくことが重要と考えております。そのため、適正規模の集団を確保できる環境をめざしての評価指標として設定したものですので、御理解いただきますようお願いいたします。
18	P64	(2)コ	●子どもたちの学力向上と安全確保に向けた小中学校の教育環境の充実について ①『主体的・協働的に探究することができる学習活動を推進することで確かな学力の向上を図ります。』とはどのような学習活動なのか説明してください。KPIIに上げられている目標も目標として適切でしょうか。試験結果とその全体評価は、教育目標である「子どもの人間的成長を促す」ための一部でしかありません。試験結果は、学習習得度の評価ではなく途中経過だと思います。芳しくない試験結果が出た場合のフォローこそが課題だと思います。フォロー体制をこそ記載すべきと考えます。また、知識の詰め込みや記憶偏重の試験手法を改めて表現や記述、口述試験を導入して習熟度を把握すべきと考えます。津市でも導入している小中一貫教育制の内容を充実すべきと考えます。また、経済的理由から塾に行けない子どもや補講のできない環境にいる子どもや日本語レベルの不十分な子どものフォローができない場合、学力格差が生じますが、その対応についての施策を準備してください。	これからの子どもたちには、自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力を育む必要があります。具体的には、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等です。そのためには、教科学習はもとより、総合的な学習の時間や特別活動等において、実社会に即した課題解決学習等を積極的に導入することが重要となります。こうした取組を推進することで、子どもたちの基礎的な知識・技能、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や、主体的に学習に取り組む態度(学習意欲)といった学力の向上を図っていきます。 全国学力・学習状況調査には、これらの求められている力がメッセージとして込められています。学力調査は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることができる有効な手段の1つです。 また、調査結果を活用し、各小中学校が、児童生徒の理解や授業の構想・展開、評価の仕方など指導方法の共有化を図り、発達段階に応じた指導が効果的に展開できるよう小中一貫教育も推進しております。 経済的理由から塾に行けない子どもをフォローするものとして、市内に在住の一人親家庭と生活困窮世帯の子どもへの学習支援を無償で行っていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
			②『郷土の歴史や伝統文化及び郷土の自然について学習することで・・・』の記述中、長い歴史を持つ我が国及び津市のどの時代のどのような『伝統文化』を学習させるのでしょうか。伝統文化の強調だけでなく新たな伝統文化の担い手を育ててください。	郷土の伝統文化については、小学校社会科副読本「わたしたちの津市」を活用して学習しています。具体的には、「昔から伝わるまつりや行事」として、江戸時代より伝わる津まつりや津市内の各地域に伝わるかんこどり、ざるやぶり、干本つき、宮おどり等、まつりや行事の由来や内容を学習します。また、「地域の発展につくした人」として、江戸時代に雲出井づくりに貢献した西島八兵衛を取り上げ、当時、干ばつでなやまされていた村人たちのくらしや日照りの害を防ぐために雲出井づくりに取り組む八兵衛をはじめとした村人たちの努力と工夫等について学習します。 また、新たな伝統文化の担い手の育成に関しましては、練習場所の提供や情報発信など文化継承に取り組んでいる各団体への支援や津市青少年文化芸術祭等のイベントによる機運の醸成などを通して、新たな人材の発掘・育成に繋げていきます。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
			③『「いじめ問題」や「災害教育」等について、主体的に判断し行動できる子供たちの能力を育みます。』とあります。前述したように「学校教育とは人間の成長を促す場」だと思えます。いじめや災害教育ばかりでなく、国内外のパラダイムが急激に変化する時代には、従来の公式、ものさしを当てはめたり、知識習得だけでは現状打開はできません。教育のあらゆる教科と場面で想像力や洞察能力、表現能力、コミュニケーション能力をつける必要がありますが、学力偏重の今の教育現場でそのような教育ができるのでしょうか。KPIには『全国平均を上回る科目数』の目標はありません。外国籍に繋がる子どもたちにとっては、「いじめ問題」、「災害教育」は一層困難な課題です。製造業の多い津市は、外国籍住人の受け入れ先進市として学校教育インフラを整備することで中長期的将来に亘る人口の増加の可能性がある。津市の産業構造統計を見るまでもなく、外国籍に繋がる子どもたちの学力向上、安全確保、教育環境確保をKPIに入れるべきと考えます。日本人の子どもにとっては、多文化共生、多文化理解を促す稀有な機会です。「みんな違ってみんないい」「違うことは素晴らしい」ということを身近に感じることで「いじめ」の予防啓発にもなります。津市らしい目標設定だと思えます。	教科学習をはじめとして、すべての教育活動の場を通して、思考力・判断力・表現力を育成し、社会の変化に柔軟に対応できる児童生徒を育成することが学校教育の目標となっております。また、このことは、外国籍に繋がる子どもたちも含めた、すべての子どもたちの学力を保障していくものとして取り組んでいます。 いじめ問題における取組では、津市では、すべての学校で法に基づく学校いじめ防止基本方針を策定しており、いじめの未然防止、早期発見、対応に取り組んでいます。その中で、居場所づくり(すべての子どもたちが安心して過ごせる場づくり)や絆づくり(すべての子どもたちに自己有用感を与えていく)を大切にしたい取組を行い、いじめの未然防止に力をいれています。これまでも、互いの違いを認め合う人権教育の視点を大切に仲間づくりをしてきましたが、今後さらに取組を進めていきますので、御理解いただきますようお願いいたします。
19	P64	(2)サ 1行目	●ワーク・ライフ・バランスについて 『子育てをしながら働きやすい環境づくりに向け』の部分は『子育てや介護をしながら働きやすい環境づくりに向け』のように『介護』を追加する。 【理由】 WLBは少子高齢化社会を乗り切る為に策定された「育児介護休業法」を推進するための考え方です。また、人生のあらゆるステージの男女にとって必要です。企業にとっては、福利厚生ではなく生産性の向上になる経営戦略です。育児介護休業法の定義もそこにあります。	ワーク・ライフ・バランスにつきましては、子育てのみではなく、介護も含めて、個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択・実現できる社会に向けた取組のことでありますが、今回の取組は、東京一極集中の是正や若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現するという地方創生に向けた「出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境づくり」における施策として取り組んでいきたいと考えているため、このような記述としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
20	P67	エ	●環境意識の高騰と再生可能エネルギー等の導入促進について 『【具体的な事業】・家庭における省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の普及促進』の中、家庭に特定せずに企業、事業所、商店等も加えるべきと考えます。 【理由】 金融機関の支援を受けて設備投資をすることで地域経済の活性化に繋がり、さらに企業コストの削減にもなり企業収益を向上させることにもなります。これを機に、津市は「エコ都市宣言」の名乗りを上げることで補助金の導入のインセンティブになり、全市民的波及効果を期待することができます。KPIがエコフェスタの出展団体数・来場者数だけは弱く、明確なアウトカムを記載すべきと考えます。	環境フェスタには、企業、事業所、商店等の方も出展、来場してみえます。このことから、ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 なお、KPIにつきましては、御意見にもありますように企業や商店等における取組の広がりや測るものとして、出店団体数等としておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 【修正内容】 「家庭における省エネ設備及び・・・」を「家庭や事業所等における省エネ設備及び・・・」に修正します。
21	P67	第3 目標別戦略	「市及び関係機関の支援による創業件数」については、例えば過去5年間の平均実績件数など、比較できるデータを参考提示することが必要ではないでしょうか。	本KPIにつきましては、平成26年6月20日に認定を受けた「津市創業支援事業計画」における創業目標件数(55件/年)と整合を図っています。これは、各創業支援機関での創業率(相談等取扱件数に対する創業者割合)等を勘案し、努力目標を加えて件数として設定したものです。平成26年度の実績は46件となりましたが、平成25年度以前については、創業支援機関全体での集計を実施していませんためデータを提示することが困難であることを踏まえ、設定したものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。
22	P68	第3 目標別戦略	「新規就農者数」については、比較対象の現状データがH26年度だけのデータでは客観性に乏しく、例えば過去5年間の実績値の平均などにすべきだと思います。同時に、目標値も計画期間における数値とすべきだと思います。	KPIにつきましては、直近であるH26年度の数値を基準とすることが妥当であると考えており、4年後の目標値を設定することとしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
23	P72	第3 目標別戦略	「ふるさと就職新生活応援奨励金」の制度内容を説明すべきであり、併せて、比較対象として現状のデータを提示すべきだと思います。	制度内容の説明に関しましては、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 なお、当該事業につきましては、平成27年度から実施しているものであるため、KPIは、このような表記としております。 【修正内容】 「ふるさと就職新生活応援奨励金」を説明するものとして、「市外に在住者が市内に主たる事務所を有する事業所等へ就職し、市内へ転入した場合、新生活に係る費用の一部を交付。」を追記します。
27	P72	第3 目標別戦略	「シルバー人材センター登録会員数」は、高齢者人口が増えることを踏まえるとトレンド(自然増)でもある程度増えるものと推測されるので、5年間で1,020人から1,100人という目標は低すぎるのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 KPIの目標値を「1,100人」から「1,300人」に修正します。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
25	P73	第3 目標別戦略	「公共交通全体の利用者数」の比較対象として「過去の状況から推測されるH27年度の利用者数」を挙げるのは明らかに不適当であり、過去の状況から実績データを示すべきだと思います。憶測ですが、マイナスになることを避けるための姑息な操作のように見えます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 KPIの現状値を「公共交通全体の利用者数 20,968,178人(H26年度、ただし鉄道の利用者数のみ推計値)→21,682,600人(H31年度の目標値)」に修正します。※統計データの関係から、鉄道の利用者数のみ最新のデータが平成25年度のものとなるため、推計値を使用。
26	P75	第3 目標別戦略	「ふるさと就職活動応援奨励金」と「職務経験者UIターン促進奨励金」についても制度内容を説明すべきだと思います。p.72の奨励金との違いが分かりません。	制度内容の説明に関しましては、御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 なお、当該事業につきましては、平成27年度から実施しているものであるため、KPIは、このような表記としております。 【修正内容】 「ふるさと就職活動応援奨励金」を説明するものとして、「県外在住の津市出身者が市内に主たる事務所を有する事業所等へ就職活動を行った際に要した交通費を交付。」を追記します。 「職務経験者UIターン促進奨励金」を説明するものとして、「市内に主たる事務所を有する事業所等が市外在住の職務経験者を雇用し、かつ、その被雇用者が市内へ転入した場合、その事業所に対して奨励金を交付。」を追記します。
27	P77 P78	第3 目標別戦略	この両ページの4つの評価指標についても、比較できる現状データを示すべきだと思います。他のページでも、すべて比較できる現状データを示すべきだと思います。もし、例えば、「住宅施策に掛かるホームページ」が現在まだ無いのであれば、「開設します」と記述すべきということになります。	御意見を踏まえ、計画期間中に新たに取り組むものや直近の実績データが確認できないものなどを除き、現状データを示すように修正します。
			・KPI「ホームページにおけるプロモーションビデオ再生回数」について	御意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正文】 【ホームページにおけるプロモーションビデオ再生回数】 20,000回(作成後における計画期間中の累計)
			・KPI「美杉の魅力発見塾利用者数」について	御意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正文】 【美杉の魅力発見塾利用者数】 100人(H26年度) → 130人(H31年度)
			・KPI「空き家情報バンクにおける媒介成立件数」について	御意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正文】 【空き家情報バンクにおける媒介成立件数】 3件(H26年度) → 5件(H31年度)
			・KPI「住宅施策に係るホームページの閲覧件数」について	御意見を踏まえ、次のように修正します。 【修正文】 【住宅施策に係るホームページの閲覧件数】 2,657件(H26年度) → 3,700件(H31年度)
28	P79	1行目	●バリアフリー対応の・・・ この文脈では「バリアフリー」より「ユニバーサルデザイン」の方が適切な表現と考えます。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正内容】 「バリアフリー対応の観光案内標識や・・・」を「ユニバーサルデザインの観光案内標識や・・・」に修正します。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
29	P83	第3 目標別戦略	「無医地区の解消」という課題において、「無医地区」をH26年度の2地区からH31年度には0地区にするという目標を設定していますが、具体的な事業として「無医地区への巡回診療の実施」とあり、巡回診療を実施すれば無医地区ではなくなるのかと疑われます。明確にすべきではないでしょうか。なお、巡回診療は、無医地区に限らず、医療サービスが不十分な地区には効果的なのではないかと思われま。	平成26年度に実施された国の調査において、美杉地域の太郎生地区と伊勢地区が無医地区となったこと等を踏まえ、将来の美杉地域の医療の在り方を協議するため、平成27年4月1日に地域住民の代表、美杉地域の診療所医師、県立一志病院院長等を委員とした検討会を設置し、5回に渡り協議を行ったところです。総合戦略におきましても、「無医地区への巡回診療の実施」と併せ、「地域医療推進体制の強化」を掲げており、今後は、検討会でまとめた意見を踏まえ、県立一志病院と三重大学等の関係機関と連携を図った上で、拠点となる診療施設を整備するなど美杉地域における持続可能な医療が確保できるよう、取り組んでいきたいと考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。
30	P85	第3 目標別戦略	「重要施設に接続する耐震適合性のある管路延長」は、既存計画からの抜粋ではないかと感じました。それでも構いませんが、既存計画があるのなら、引用元として明記すべきだと思います(他のインフラに関する記述にも共通して当てはまることです)。	津市水道事業は平成19年度から29年度まで(平成23年度見直し)を計画期間とする「津市水道事業基本計画」に基づき進めています。 御指摘にあります、「重要施設に接続する耐震適合性のある管路延長」の数値については、上記基本計画に具体的な数値の記載が無いため引用元として明記しておりません。御理解いただきますようお願いいたします。 なお、総合戦略においては、前提として総合計画(下位の個別計画を含む)との関係について、「3位置づけ」に示しています。
31	P84	第3 目標別戦略	「汚水処理整備人口」を増やす指標ですが、総人口が減る中で矛盾しているのではないのでしょうか。	汚水処理施設整備人口につきましては、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に向け、今後も汚水処理施設整備を推進することで増加が見込まれる普及人口を指標としております。 また、平成31年度の指標につきましては人口減少なども考慮した上で、今後増加する普及人口を見込んでおります。
32	P85	第3 目標別戦略	「ゴミのリサイクル率」が、H26年度の22.4%から5年間でほぼ倍の「45%以上」という、例外的に強気の目標設定となっておりますが、本当に実現可能なのでしょうか。ゴミや環境に関する部門別計画ではないのだから、異常に突出して頑張る必要は無いように思われますが。	現在、津市の環境目標としている数値であり、今後も4月に供用開始いたしますリサイクルセンター、エコステーション等を通して住民の意識向上を図りながら、ごみの減量、リサイクルの推進に努め、目標の達成に向けて取り組んでいきます。
33	P87	第3 目標別戦略	「仕組み構築」として「需要と人材のマッチングによる地域住民の助け合いの仕組み構築」というのは、KPIに該当しないのでしょうか。	地方版の総合戦略の策定に当たりましては、国から、KPIの参考例として、相談件数や支援件数、立地企業数、放課後児童クラブ数などの定量的な指標のほか、待機児童ゼロの継続や関係計画の策定、体制の形成など定性的な指標も示されております。
37	P88	第3 目標別戦略	「モデルケースの確立」の「モデルとなる住民活動の仕組みの構築」も同様なことが言えます。計画の取りまとめ部局が撥ねないと、計画全体の価値が下がります。	地方版の総合戦略の策定に当たりましては、国から、KPIの参考例として、相談件数や支援件数、立地企業数、放課後児童クラブ数などの定量的な指標のほか、待機児童ゼロの継続や関係計画の策定、体制の形成など定性的な指標も示されております。
35	P88	サ	●地域の活力活性に向けた時代に合った体制づくり KPIの数値が書かれていませんが、少なくとも旧市町村1か所の取組を進めることを目標にして、数値10を入れてください。	KPIに關しましては、国から定量的な指標だけでなく定性的な指標を掲げることも示されており、当該施策におきましては、まずは、他の地域に広げるためのしっかりとモデルケースを計画期間内に確立するという定性的な目標を掲げておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
36	P88	第4	●より実効性のある仕組みとするために 「…(1)外部組織による検証を行います。」と記述されています。どのタイミングで検証体制をスタートするのか、メンバー構成、分析検証方法を教えてください。また、参加メンバーの条件を限定するのでしょうか。県職員が入ると実効性が高まると思います。メンバーの男女比には配慮願います。行政の担当部署はどこでしょうか、市長直轄でしょうか、専門家チームを置く計画はありますか。計画とPDCAの検証期間を教えてください。最後に、危機感を持って積極的な戦略目標を掲げて頂くことを期待します	検証していただく外部委員のメンバー構成につきましては、男女比等を考慮しつつ、市民や活動団体をはじめ、産官学金労言といった幅広い層の方々に参加いただき、KPIの目標値に向けた状況等をもとに、検証していただくこととしております。検証期間につきましては、新たに取り組む施策があることや各施策における成果を得るにはある程度の時間を要することから、計画期間の中間年度に検証することが適当であると考えています。また、三重県とは別途県内市町の勉強会等を通じて、連携を図っております。次に、担当部署に關しましては、個々の施策については、総合戦略に明記した部署が所管し、全体的な取りまとめは、政策課が行うほか、庁内に津市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議を設置しています。津市では、以前より人口減少対策や地域活性化を重要課題として捉え、まちづくりを進めており、今後もしっかりと戦略のもと取り組んでいきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
37	その他	三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性	<p>三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略には、以下のように、「基本目標と基本的な取組方向、取組内容」として、市町や市町教育委員会が取り組むこと、あるいは県が市町の取組を支援等することが記載されています(ページ数は県計画のもの)。そのすべてを津市が取り組む必要は無いかと思いますが、漏れなく吟味検討し、津市としてやる・やらないを判断し、やると判断したものについては、適切に(県の計画との対応が容易に分かるように)津市の計画に記載すべきだと思いますが、多くの項目で対応関係が見出せません。検討が漏れていた、あるいは不十分だったのではないのでしょうか。</p>	<p>総合戦略の策定は、三重県との情報共有を図りながら進めてきており、その上で津市として独自に総合戦略に掲げる施策をまとめたものが今回御示したものです。県の総合戦略にある施策の中には、津市では既に取り組んでいるものがあることも踏まえ整理しており、津市として総合戦略に掲げるべきと判断した結果となっています。なお、各施策の現状等につきましては次のとおりとなっていますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
			<p>1 ライフプラン教育の推進(p.18) →「市町及び市町教育委員会は、連携して子どもたちの実情に応じたライフプラン教育に努めます」と記載されています。</p>	<p>基本目標①の「(2)妊娠・出産」に「ウ 中学生からの若年層を対象にした妊娠・出産に関する医学的知見を踏まえた知識等の普及開発」を記述しています。</p>
			<p>2 子どもの貧困対策(p.20) →「市町は、福祉の相談現場を担っており、住民に最も身近な存在として、貧困世帯を把握し、生活の状況とそのニーズを確認し、必要な制度やサービス、機関につなげます」と記載されています。</p>	<p>ひとり親家庭の子ども及び保護者への支援として、①教育の支援(小学4年から中学3年までの子どもへの学習支援)、②生活の支援(母子自立支援プログラムの策定、福祉資金貸付事務、婦人相談員による生活全般における助言等)、③保護者への就労支援(自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給、母子自立支援プログラムによる就労支援等)を行い、子どもへの貧困の連鎖を断ち切り、次代を担う人材の育成に取り組んでいます。 また、他の機関との連携については、保護者の就労支援におけるハローワークとの連携、DVが認められる場合には保護施設との連携等を行っています。</p>
			<p>3 児童虐待の防止(p.22) →「市町は、児童相談の第一義的な窓口であることから、児童虐待の迅速かつ適切な初期対応等の向上に取り組めます。また、関係機関の円滑な連携・協力を確保するため、市町要保護児童対策地域協議会の体制強化に努めます」と記載されています。</p>	<p>児童虐待の防止については、厚生労働省の「市町村児童家庭相談援助指針」において、都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方が明示されており、本市においてもこれを踏まえた初期対応・早期対応に努めているところです。要保護児童対策地域協議会についても同様であり、基本目標①の「(3)子育て」に「オ 子ども・子育てに関する相談・支援の体制の充実」を記述しています。</p>
			<p>4 社会的養護の推進(p.24) →「市町や児童養護施設・乳児院(里親支援専門相談員等)との連携を密にし、1中学校区1養育里親登録をめざして、里親制度を周知し、新たな里親登録者を増やすとともに、里親委託を推進します」と記載されています。</p>	<p>里親委託については三重県が措置権を有し、県主体により里親制度の普及啓発が進められているところで、本市においても、昨年7月に県が実施した里親説明会について会場提供や広報紙掲載による周知を行うなど、積極的に支援しています。 家庭的養護推進の観点から里親登録者の確保が重要課題とされる中、今後も引き続き県の取り組みへの支援を継続するほか、主体的に庁内外への啓発等にも取り組んでいきたいと考えています。</p>
			<p>5 若者の雇用対策(p.26) →「市町は、各地域や地元企業の魅力を発信し、U・Iターン就職を促進します」と記載されています。</p>	<p>地方の衰退が懸念されている中、本市でも市内人口の減少が予想されています。そこで本市を活気あるまちにしていくためには、本市内への移住・定住者の増加を図り、商工業の活性化を推進することが重要だと考えていますので、本市への人の流れをつくる手法として、地域や地元企業等の魅力発信とともに、U/Iターンに係る施策を総合戦略に記述しています。</p>
			<p>6 出逢いの支援(p.28) →「市町や商工団体、観光団体などは、「みえ出逢いサポートセンター」から提供される情報も活用しながら、結婚支援の取組の活性化を図ります」と記載されています。</p>	<p>基本目標①の「(1)出会い・結婚」の「ア 出会いの場の創出」と「イ 出会いの場の情報発信」において、「みえ出逢いサポートセンター」との連携について記述しています。</p>
			<p>7 不妊に悩む家庭への支援(p.30) →「市町は、特定不妊治療や不育症治療等を受けている夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部助成に努めます。また、不妊に悩む夫婦の心身の負担軽減に努めます」と記載されています。</p>	<p>津市では、これまで不妊治療費助成や不育症治療費助成を実施してきており、さらに平成27年度からは、従業員が働きながら安心して不妊治療を受けることができる職場環境づくりを促進するため、不妊治療休暇制度を整備する企業への助成を通して、従業員が望む妊娠や出産を支援しています。御意見を踏まえ、「具体的な事業」に「不妊治療休暇制度の促進」を記述していることに併せまして、「基本目標① 出会い・結婚・出産・子育てしやすい環境づくり」の「(2)妊娠・出産」の「ア 妊娠・出産から子育てへと途切れのない支援」の「具体的な事業」に「不妊治療費の助成」を追加します。</p>
			<p>8 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実 →「市町は、地域の実情に応じた総合相談窓口の設置等、切れ目のない相談支援体制の整備に努めます」、「支援が必要な妊婦に対する産前から計画を立て、助産所や産婦人科を利用して産後ケアの支援を受けられるようコーディネートする市町の取組を支援し、拡大を図ります」と記載されています。</p>	<p>妊娠期から子育て期の途切れのない支援を構築するため、母子健康手帳交付時をはじめ、妊産婦や子育て中の子どもをもつ保護者の転入時に、妊娠、出産、育児における母子保健サービスの情報提供や支援が必要な時の相談体制、支援サービスの紹介とコーディネートを実施するために冊子(ママのすこやか応援プラン)をお渡しして説明しています。支援が必要な対象者には、産後ケア事業等を紹介し、安心して妊娠、出産、育児につなげられるように支援しています。</p>

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
			9 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援(p.34) →「市町は、地域住民への情報提供や啓発、相談支援体制の充実、地域における保健、医療、福祉、教育等の多職種による連携体制の構築に努めます」、「保健・医療・福祉・教育等の多職種が協力して医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制の構築や、小児の在宅医療に対応できる訪問看護師等の医療従事者、支援の窓口となるコーディネーター、医療と療育・教育をつなぐ人材の育成等にかかる市町等の取組を支援します」と記載されています。	周産期医療につきましては、これまでも妊娠・出産にかかる情報提供や、妊婦訪問、乳幼児家庭全戸訪問時の相談による支援を行ってきており、関係機関と連携し、更なる支援体制の充実を図ることとしています。 また、在宅での療養が必要な小児に対しては、子育て期における訪問・相談事業の中で、関係機関と連携しサポートを行っているところですが、更に保健・医療・福祉・教育等の多職種が連携し支援できるように、取り組みを深めていきます。
			10 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援(p.36) →「市町は、保育所の整備や保育士確保を進め、待機児童の解消に取り組むとともに、病児・病後児保育に取り組む施設の確保に努めます。また、放課後子ども総合プランに基づき、地域のニーズに応じて放課後児童クラブ・子ども教室の整備、拡充を推進するとともに、放課後児童クラブ・子ども教室の一体的な、または連携による実施に努めます」と記載されています。	待機児童の解消につきましては、基本目標①の「(3)子育て」に「カ 待機児童ゼロの維持継続」を記述しています。病児・病後児保育への取組につきましては、当総合戦略では基本目標に掲げていませんが、子育て支援事業における重要性を認識しており、適切な施設の確保に努めていきます。 また、放課後児童クラブ・子ども教室の整備・拡充の推進につきましては、基本目標①の「(3)子育て」において、「ケ 放課後児童クラブの充実(教育委員会)」を記述しています。
			12 発達支援が必要な子どもへの対応(p.42) →「市町は、保健・福祉・教育が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備に努めるとともに、支援窓口で中核となる専門性の高い人材の育成に努めます」と記載されています。	平成20年度に子ども総合支援室として、保健・福祉・教育それぞれの専門職が所属する部署を立ち上げ、現在も子ども支援課発達支援担当として、保健師・保育士・教員が専門性を生かした相談及び支援に取り組んでいます。また、三重発達障がい支援システムアドバイザーを配置し、人材の育成にも努めています。
			→また、②市町の取組支援として「市町に対して保健・福祉・教育の機能が連携した総合支援窓口の設置又は機能の整備を働きかけるとともに、総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するための市町職員等の研修受入や巡回指導における技術的支援等を行い、発達支援が必要な子どもが、成長段階に応じて適切な支援が受けられるよう環境を整備します」と記載されています。	現在の保健・福祉・教育の機能を備えた子ども支援課において、今後も保健師・保育士・教員が専門性を生かした相談及び支援体制の充実にも努めていきます。 また、県の研修の機会や技術的支援を活用しながら、途切れのない支援に努めていきます。
			13 若者の県内定着の促進(p.44) →「市町は、地域住民・NPO等と県内の高等学校や高等教育機関との連携を促進します。また、各地域や地元企業の魅力を発信し、U・Iターン就職を促進します」と記載されています。	若者の県内定着の促進に関しましては、基本目標③に関係施策を記述しており、特にUIターン就職につきましては、平成27年度より、津市出身の学生等が津市で就職活動するときの旅費の助成や市外から津市に転入する職務経験者採用の促進などを行っています。
			18 総合的な移住の促進(p.64) →「市町は、移住者受入のための相談窓口の設置や「空き家バンク」制度の運用、「移住体験ツアー」の実施等、実際に移住者を受け入れるための取組を進めます。また、県や地域と連携し、移住者の受入を地域の活性化につなげます」、「三重県への移住を促進するため、市町が実施する空き家等を活用したリノベーション事業を支援します」と記載されています。	基本目標③の「(3)定住の促進」において、「ア 様々な移住ニーズに対応できる移住相談体制の充実」、「ウ 家庭菜園などの余暇の楽しみ方を絡めた“いなか暮らし体験”の利用促進」、「空き家情報バンクへの登録と住宅情報の提供の充実」などの施策を掲げております。
			20 いきいきと豊かに暮らせる地域づくり(p.70) →「〇市町は、住民が地域での日常生活に必要な各種サービスを確実に受けられるとともに、豊かでいきいきと暮らせる生活環境が確保できるよう取組を進めます」、「さまざまな地域課題の解決を図るため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」などの取組により、市町をはじめ地域社会を支えるさまざまな主体による地域づくり、地域における広域的な連携等を支援していきます」と記載されています。	基本目標④の《踏まえるべき主要な観点》において「地域の課題の解決に向けては、地域にある資源を活かしながら行政と地域が一体となって取り組んでいく体制を構築していく必要があります。」を、また《取組の方向》において「地域で暮らす人たちが、年齢や性別、国籍などに関係なく、安全で安心して暮らせることができ、地域活動や地域づくりに積極的に参加する環境づくりを進めます。」など、頂きまして御意見の主旨も含めて方向性などを記述しております。
			→また、④さまざまな主体による地域づくり等への支援として、「いきいきとした暮らしに必要な諸機能を確保するため、中心となる市町と近隣市町が連携して取り組み「定住自立圏」など地域に於ける広域的な連携や、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組等により地域・市町の実情に応じた地域づくりを支援します」と記載されています。	「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に関しましては、以前より市町長と知事との一対一対談や市町の関係部課長による調整会議等の取組が進められており、三重県との連携については、「第4より実効性のある戦略とするために」に記述しています。

No.	頁	項目	意見	意見に対する考え方
			<p>21 地域資源の活用による交流人口の拡大(p.73)</p> <p>→「市町は、各地域の歴史・文化資源を活用し、地域団体等と連携したプロモーション活動を行い、県内外の興味や関心を喚起します。また、率先してスポーツイベントの誘致等を行い、県内外からの誘客・交流人口の拡大に取り組むとともに、スポーツを楽しめる場づくりに努めます」、「市町や関係団体等は、「伊勢志摩サミット三重県民会議」を中心に、様々な主体と連携し、伊勢志摩サミットの開催支援に取り組むとともに、開催後の地域の活性化につながる取組を展開します」と記載されています。</p>	<p>総合戦略におきましては、施策として、「プロモーションビデオ、パンフレット等による移住促進に向けた情報発信・PR」、「津市産業・スポーツセンターなどの施設を活かしたスポーツ交流の促進」、「MIC Eの誘致活動の促進」などを掲げています。また、伊勢志摩サミットにしましては、平成27年6月に「津市伊勢志摩サミット関連情報連絡調整会議」を庁内に設置し、三重県に関連事業の提案などを行っているほか、シティプロモーションを展開する貴重な機会であると捉え、市ホームページへの特設サイトの開設などを行っています。</p>
			<p>→また、②自然、歴史・文化、食、スポーツなど、地域資源を活用した交流促進として、「スポーツイベントの誘致等を通じて、県内外からの誘客及び交流人口を拡大し、スポーツによる地域の活性化を図る市町等に対して支援を行うとともに、地域でスポーツを楽しめる場づくりを推進するため、総合型地域スポーツクラブの支援を行います」と記載されています。</p>	<p>スポーツイベントの誘致等につきましては、「基本目録③定住・還流・移住などによる新たなひとの流れの創出」の「(4)人々が行き交う津づくり」において、「ウ津市産業・スポーツセンターなどの施設を活かしたスポーツ交流の促進」に施策を掲げております。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブにつきましては、市としては、平成22年度までにスポーツクラブ創設、設立支援を行っていましたが、平成22年度に三重県において、「みえ広域スポーツセンター」が設立された以後は、三重県が国等から助成を受けて、クラブ訪問などの指導助言、クラブミーティング交流会の開催、研修会、講習会等の指導者育成を行っています。</p>